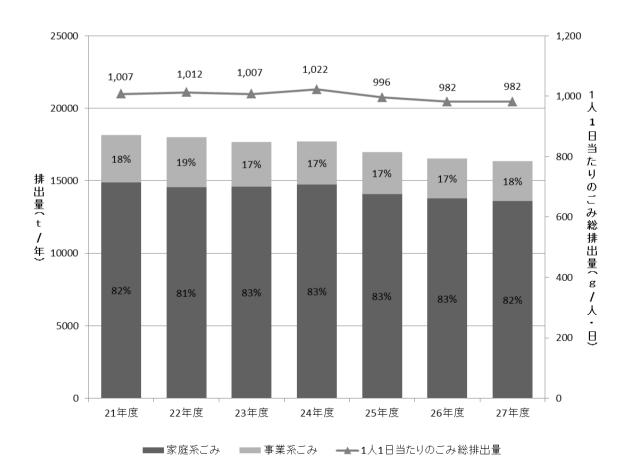
糸魚川市のごみ処理状況等について

1 ごみの排出実績

(1)ごみ排出量の推移

(単位:t)

•	•								
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	H26/H27
家庭系ごみ		14,880	14,562	14,602	14,750	14,089	13,767	13,600	-1.2%
	燃やせるごみ	10,440	10,169	10,295	10,198	9,694	9,507	9,333	-1.8%
	燃やせないごみ	965	1,007	979	1,072	995	971	1,025	5.6%
	資源ごみ	3,444	3,350	3,295	3,444	3,366	3,257	3,210	-1.4%
	廃乾電池	21	22	20	20	20	19	19	0.0%
	廃蛍光管	10	14	13	16	14	13	13	0.0%
事業系ごみ		3,250	3,434	3,083	2,957	2,900	2,769	2,757	-0.4%
	燃やせるごみ	3,242	3,429	3,077	2,948	2,883	2,749	2,735	-0.5%
	燃やせないごみ	8	5	6	9	17	20	22	10.0%
ごみ総排出量		18,130	17,996	17,685	17,707	16,989	16,536	16,357	-1.1%
1人1日当たりの家庭系ごみ量 (資源ごみ・廃乾電池等を除く)(g)		633	628	642	650	626	622	622	0.0%
1人1日当たりのごみ総排出量 (g)		1,007	1,012	1,007	1,022	996	982	982	0.0%



(2)ごみ処理基本計画に掲げるごみ減量目標の状況

目標	21年度 (計画策定時)	27年度	H21/H27増減	31年度 目標値
家庭系ごみの減量目標 人口1人当たりの家庭系ごみ量(資源物等を除く)	633 g	622 g	11 g	584 g
事業系ごみの減量目標 年間の事業系ごみ量	3,250 t	2,757 t	493 t	2,300 t
発生抑制の目標 人口1人当たりのごみ総排出量	1,007 g	982 g	25 g	924 g

事業系ごみの減量目標は、493 トンの減量が図られていますが、 家庭系ごみの減量目標及び 発生抑制の目標においては、若干の減少傾向となりましたが、近年は、横ばいの状況となっています。

(3)リサイクル率の推移

(単位:t)

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
資源ごみ量		3,475	3,386	3,328	3,480	3,400	3,289	3,242
施設資源化量		3,301	3,258	3,085	3,537	3,431	3,443	3,457
燃やせ	るごみ処理後の資源化量	3,106	3,065	3,029	2,964	2,831	2,784	2,735
	うち炭化物	3,092	3,055	3,015	2,955	2,821	2,771	2,725
燃やせれ	ないごみ処理後の資源化量	195	193	56	573	600	659	722
再生利用量		6,776	6,644	6,413	7,017	6,831	6,732	6,699
ごみ排出量		18,130	17,996	17,685	17,707	16,989	16,536	16,357
リサイクル率		37.4%	36.9%	36.3%	39.6%	40.2%	40.7%	41.0%
リサイクル率 (炭化物を除く)		20.3%	19.9%	19.2%	22.9%	23.6%	24.0%	24.3%

リサイクル率 = 再生利用量(資源ごみ量+施設資源化量)÷ごみ総排出量×100

平成 27 年度のリサイクル率は 41.0%であり、平成 21 年度から 3.6 ポイント増加しています。これは、燃やせないごみから選別した廃プラスチックのセメント原燃料やガラス陶磁器類のセメント原料としてリサイクルしたことが要因です。

リサイクル率は、全国平均値(平成 26 年度: 20.6%)と比較すると高い水準となっています。

セメント原燃料…セメントの製造工程の燃料として利用し、その燃料残渣を原料として利用すること。

2 分別区分と処理方法について

(1)分別収集区分

平成26年度から、19分別の収集を実施しています。

	分別区分	内 容
:	燃やせるごみ	生ごみ、汚れた紙類、木屑 など
,	燃やせないごみ	プラスチック製品類、ゴム・皮革製品類、ガラス・陶磁器 製品類 など
	プラスチック製 容器包装類	ボトル容器、カップ類、チューブ類、袋類、緩衝材、白色 以外のトレイ など
	ペットボトル	飲料用、しょうゆ、一部の調味料 など
	白色トレイ	両面が白色のトレイ
資源となるご	茶色びん 無色透明びん その他色のびん	食料、飲料用、化粧びんに限定
なるごみ	金物類小型電化製品紙パック新聞紙のサインのでは、おけるでは、おけるでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	アルミ缶、スチール缶、鍋・刃物類 小型電化製品 ジュース、牛乳パック 新聞紙 段ボール 雑誌、チラシ、ボール紙、紙袋類、菓子箱等 シュレッダー処理された紙
	布類	衣類など
拠点回収	廃乾電池 廃蛍光管 ライター類	乾電池 蛍光管、白熱電球、水銀使用の体温計・温度計 使い捨てライター
	廃食用油	家庭で使用した植物性の食用油

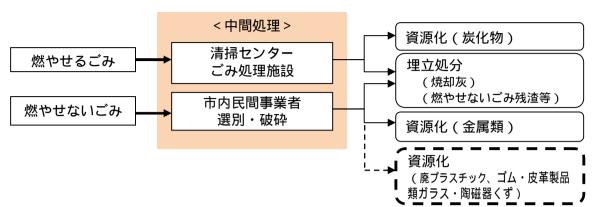
(2)処理方法

区分	処理方法
燃やせるごみ	清掃センターで炭化処理した後、炭化物を市内のセメント製造事 業者でセメント原燃料として、リサイクルしています。
燃やせないごみ	市内の民間事業者で選別、破砕等の中間処理をした後、廃プラスチックは、市外の民間事業者で固形燃料として、市内のセメント製造事業者でセメント原燃料として、それぞれリサイクルしています。ガラス陶磁器類は、セメント原料として、リサイクルしています。
資源となるごみ	中間処理事業者で処理され、再生処理事業者で、それぞれリサイクルされています。

健康づくりセンター

19品目分別

3 中間処理について



(1)清掃センターごみ処理施設

ごみを約 500 で蒸し焼きにする炭化処理システムを採用し、平成 14 年 4 月に稼働しています。

「炭化物」は、市内のセメント製造事業者でセメント原燃料としてリサイクルしています。

概要

竣工:平成13年度

規模:70 トン / 24 時間 (35 トン / 2 系列) 形式:全連続ロータリーキルン式炭化炉

--- 【今後の方向性】

施設の耐用状況(稼働状況)等を勘案し、次期ごみ処理施設の整備について「糸魚川市ごみ処理施設あり方検討委員会」、「ごみ処理基本構想検討委員会」の2つの委員会での検討を経て、平成27年度に基本設計を行いました。処理方式を現在の炭化炉からストーカ炉に変更し、平成32年度の供用開始を目指し、整備を行っていきます。

平成 28 年度事業概要

- ・事業者選定
- ・生活環境影響調査

(2)民間事業者中間処理施設(選別・破砕)

燃やせないごみは、平成 23 年 1 月以降、市内民間施設で中間(選別・破砕)処理しています。

燃やせないごみは、中間処理後、エコパークいずもざき(新潟県環境保全事業団:出雲崎町)で埋め立て処分を行っていましたが、平成24年1月から、中間処理で選別された廃プラスチックについて、工業用の固形燃料としてリサイクルするため市外民間企業へ処理委託を開始し、平成24年5月からは、市内セメント製造事業者においてもセメントの原燃料としてリサイクルを行っています。ガラス陶磁器類については、平成25年8

月から市内セメント製造事業者においてセメントの原料としてリサイクルを行っています。また、中間処理後の残さについては、現在、埋立処分していますが、セメントの原燃料としてリサイクルできないか試験を行っています。

4 最終処分について

最終処分の方法は埋立処分を基本としますが、現在は、不適切な廃棄物処理により大野地内の最終処分場での埋立を停止していることから、エコパークいずもざきや県外の最終処分場において、委託処理で対応しています。

また、平成24年度から最終処分場の適正化工事を実施し、平成27年度に完了しました。 今年度より、新たな最終処分場の整備に向けて、基本設計に着手します。市民の理解を得 ながら取り組みます。

5 平成28年度のごみ減量に向けた主な取り組み

(1)生ごみの減量(生ごみ処理機器の普及啓発)

		補助個数				
	補助率等	H24	H25	H26	H27	
コンポスト型	購入金額の 3/4 以内 上限額なし	537	112	26	21	
堆肥化促進箱	購入金額の 3/4 以内 上限額なし	55	27	1	1	
電動型	購入金額の 3/4 以内 上限額 60,000 円	345	179	67	21	

補助率等の拡充とコンポストのあっせんにより、平成24年度は補助個数が大幅に増加しましたが、現在は、減少しています。現状の生ごみ処理機器の購入助成を継続しながら、他の生ごみ減量方法も併せて周知啓発を行います。

- ・食べ残し削減
- ・生ごみの水切り
- ・処理機器でできた肥料の使い方の周知
- ・補助制度の紹介と利用者の声の周知など

(2)事業系ごみの処理責任の明確化

事業系ごみの適正処理について周知徹底を図るとともに、展開調査や立入調査等によりごみの処理状況を確認し、指導徹底に努めます。

(3)ごみ有料化、事業系ごみ手数料の見直し

当面は、ごみ減量化の取り組みを優先することとし、ごみ減量分別説明会等で普及 啓発に努めています。

当審議会でいただいた答申を重く受け止め、ごみの有料化はごみ減量に効果がある ことから、今後も検討を続けて行きます。

(4)3 Rの推進

ア 紙ごみ分別の徹底

平成24年度からビニール袋に入れて出すことも可能としています。

燃やせるごみの中には資源化が可能な紙類が未だ多く含まれており、引き続き 分別の徹底を呼び掛けるとともに、事例を示すなど取り組みやすいよう普及啓発 に努めます。

イ シュレッダー紙ごみの資源化

平成24年度に公共施設からの排出分で試験的に資源化を実施しました。

平成 26 年度からは、ごみ収集委託事業者へ直接搬入してもらう方法で実施しています。

事業者へも積極的に紙ごみのリサイクルについて呼びかけを行い、回収量の増加に努めます。

ウ 布類の資源化

平成24年度から綿以外の衣類も資源化を実施しています。

平成 26 年度からは、ビニール袋・紙袋に入れて出すことも可能としています。 引き続き、周知を行い、回収量の増加に努めます。

エ 不用品情報掲示板の設置

「広報いといがわおしらせばん」への月1回の掲載、市ホームページ、市内3 か所の掲示板での案内を継続します。

オ エコショップ認定制度

ごみの発生抑制、資源化の活動に取り組む市内の小売店を認定し、市民に周知することで、市内全体としてのごみの発生抑制や資源の再利用促進の推進を図り

ます。

協力店にはステッカー等を掲示するほか、広報紙やホームページ等で広く情報 を周知します。

取り組み事項(認定要件)

- ・簡易包装の推進
- ・レジ袋削減の推進
- ・資源回収の推進
- ・リサイクルの推進
- ・食べ残し減量の推進
- ・事業所内でのごみ減量及びリサイクルの推進
- ・市の拠点回収への協力